

近代移行期の地域資産をめぐる官と民

——熊本藩領を事例に——

今 村 直 樹

【要約】 本稿では、一九世紀の藩領国下で形成された地域資産の歴史的変遷について、熊本藩領を事例に、近代移行期地域社会論の観点から分析した。一九世紀の熊本藩領では、会所官銭などの民政基金・備荒貯蓄が百姓の雑税から形成され、藩の中間支配機構（手永）で巨額の資産形成が進められていた。雑税の徴収は下層民に重い負担を強いる側面も有していたが、会所官銭（郷備金）は農業インフラ整備や貧農の質地請戻しなどに運用され、地域社会の成立を財源面から支えていた。手永住民の民力で形成された資産ゆえに、「官」権力が成立した明治維新後、郷民（旧手永民）による地域資産への民有概念は顕在化し、「大区小区制」期にはその帰属をめぐって官民は地方民会・農民一揆などの場で激しく対立する。その結果、三新法体制では郷民による郷備金の自主的管理が認められ、以後の地域資産は地域社会のインフラ基盤形成（水利土木・教育・医療など）を支える存在となっていた。

史料 九一卷六号 二〇〇八年十一月

はじめに

近世社会を特徴付ける幕藩制・身分制の解体が行われた明治維新时期とは、いわゆる近代行政権力としての「官」権力の形成過程である。^①この官権力の誕生は、対抗軸に「私」的存在と位置付けられる「民」の概念形成をもたらすものであり、ここに「官／民」という、以後の近代日本を特徴付ける二元的な社会構図が生み出される。こうして誕生した官権力が、

以後、天皇(王)の下での一元的な集権化を推進した事実は周知のとおりである。

しかし、維新期の官権力の対極に位置する地域側には、一九世紀を通じて独自の成熟をみせていた地域団体(村・町・町村連合)が存在していた。果たして、維新後の官権力による集権化政策は、「民」とみなされた地域団体に対して変革や再編を強いるものであったため、明治初年の官民の間では、ときに新政反対一揆などの武力衝突をも伴うような激しい対立が展開された。なかでも、旧幕藩制下の地域団体で形成・維持されてきた資産——これを、本稿では「地域資産」と呼ぶ——の相続をめぐる官民の抗争は、その代表例の一つであろう。本稿は、一九世紀の藩領国下での地域資産をめぐる官(政府・地方官)と民(地域団体・構成員)との動向・対立について、近代移行期地域社会論の観点から描き出そうとする試みである。

従来、旧幕藩制下から継承されてきた地域団体の所有資産をめぐる官民の争いに関しては、町村(部落)有の土地山林や温泉権の官民有区分問題など、不動産的側面に議論が集中してきた。法社会学の立場から、近代における部落有林野・入会林野などの所有権問題を精力的に論じてきた北條浩は、その代表的な研究者の一人である。しかし、本稿で取り扱う村連合における民政基金や備荒貯蓄^③といった金銭米穀など、近世来の動産をめぐる官民有区分問題に関しては、ほぼ未開拓の領域である。それらの動産的側面を扱うことで、維新後の地域団体の所有資産をめぐる官民問題に対して新たな知見を加えることができ、また地域社会論や藩制との関係を射程に含めた新しい議論の構築も可能となるだろう。

さて、本稿のタイトルに掲げた「地域資産」がさす具体的な中身について論及しておこう。一九世紀の熊本藩領では、民政基金として「郷備金(会所官銭)」、備荒貯蓄として「上米」「沓歩半米」と呼ばれる巨額の地域資産が、平均四〇か村から成る中間支配機構の「手永」にストックされていた^④。百姓からの雑税を原資とするこれらの資産は、非常凶荒時の年貢補填や手永の運営諸経費に充当されるとともに、新田開発・農業用水路開削などの公共事業や貧民の質地請戻し・生活保護などへも積極的に運用され、手永という地域社会の成立を財源面から支える存在となっていた。しかし、維新期の藩

政改革や廃藩置県など錯綜した政治的諸変動を経る過程で、地域資産は地域社会から県へと接收されたり、約四五万円もの巨額金が県から大蔵省へ送納されたりするなど、大きな変容を強いられる。さらに「大区小区制」期の熊本県では、地域資産の存在そのものが、地方民会（熊本県民会）や農民一揆などの場において官民間での大きな争点と化していく。

本稿が立脚する近世近代移行期の地域社会論では、一九八〇年代以降の久留島浩・薮田貫・奥村弘らの成果により、近世中後期の幕領・非領国地域における重層的な行財政機能や合議的意思決定制を有した中間支配機構の存在と、それが近代初期地方制度の歴史的前提となったことが明らかにされた。これを受けた九〇年代には、志村洋・定兼学・山崎圭・東谷智・山崎善弘らの相次ぐ成果によって、幕領に加えて各藩領における中間支配機構の多様な役割や存在形態と、その担い手たる大庄屋・取締役・村役人層などへの論及が進んだ^⑥。このように従来の地域社会論では、中間支配機構における行財政システムや政策実現過程での合議的側面、機構の多様な役割や担い手について議論が深められている。

しかし、本稿で取り上げる中間支配機構が有した資産的側面に關しては、地域社会論で未だ十分に考慮されていない。近年の研究では山崎善弘により、寛政期以降の畿内幕領の中間支配機構が「百姓成立」実現のため、地主・豪農層からの資金提供をもとに社会政策を実施した事実が明らかにされているが^⑦、本稿で取り上げる一九世紀熊本藩の中間支配機構では、主に百姓一般からの雑税に基づく巨額の資産形成を行っており、藩領国下での資産蓄積を考える上で非常に興味深い。実際、熊本と同じ西南雄藩の一つである近世後期の長州藩では、中間支配機構たる宰判で「修甫」と呼ばれる地域資産が形成され、地域社会成立の諸用途へ運用されるとともに、さらに藩政府が特別会計枠でその資産を運用していた事実までが、近年の伊藤昭弘の成果で明らかになっている^⑧。中間支配機構における行財政システムや合議制の問題自体は重要なテーマであるが、むしろ地域資産が前述のシステムや回路を経て、どのように運用されたかの実態面を検討することこそ、近世後期藩領国下における地域社会の歴史的到達点を評価する上では有効な方法ではなからうか^⑩。また、従来の近代移行期における地域財政の研究でも、財政構造に深く関わる地域資産の存在はほとんど考慮されてきていない^⑪。ゆえに、本稿

では地域資産の運用実態と、運用の担い手である大庄屋や村役人層の動向に目配りをしながら、一九世紀初頭から一八七〇年代までのタイムスパンで資産をめぐる地域秩序や財政構造の変容過程を解明し、その歴史過程がどのように維新後の官民対立をもたらしたのかについて考察していく。

一九世紀藩領国下での地域資産は、当時の地域社会でどのような意味を有していたのだろうか。また、維新期の諸変動のなかで地域資産はどのような変遷を遂げ、どのように官民の間で相続が争われたのであろうか。なお、「大区小区制」期に大蔵省へと送納された旧熊本藩の地域資産をめぐることは、明治二〇年代に旧藩領域の熊本・大分両県の市町村自治体が大蔵省に対して大規模な下戻請願運動（「民属金下戻運動」）を展開するに至るのだが、その詳細に関しては別稿に譲り、本稿では地方三新法体制の成立までを分析期間とする。

- ① この官権力に關しては従来、主に領主制・身分制解体を通じての、「地方官」形成、また明治国家の地域編成理念という観点から研究が進められてきた。大名領知権の解体に注目する羽賀梓二は、版籍奉還後の軍制改革・禄制改革を経て藩が「民政」機構に純化することで、士を含む四民に対する「官（地方官）」が誕生すると論じ（羽賀梓二「領知権の解体と「民政」」〔日本史研究〕二八九、一九八六年）、同「明治維新論」〔日本史講座七 近世の解体 東京大学出版会、二〇〇五年）、奥村弘は廢藩置縣から明治憲法体制までの政府の地域編成を、「官」「民」二元的地域社会把握と位置付けている（同「近代日本形成期の地域構造」〔日本史研究〕二九五、一九八七年）。
- ② 北條浩「林野法制の展開と村落共同体」（御茶の水書房、一九七九年）、同「入会の法社会学」上・下（御茶の水書房、二〇〇〇・二〇〇一年）、同「部落・部落有財産と近代化」（御茶の水書房、二〇〇二年）など。
- ③ 近世の備荒貯蓄研究に關しては、村落史の立場から共同体的な余剰

の蓄積と融通の組織化を検討した大塚英二（同「日本近世農村金融史の研究」校倉書房、一九九六年）、享保・天明の飢饉を契機とした幕藩領主による「御救」から地域社会における備荒貯蓄の設置・監督への救済システムの転換を論じた羽池勇夫（同「飢饉から読む近世社会」校倉書房、二〇〇三年）、寛政期以降の畿内幕領の中間支配機構による社会政策を検討した山崎善弘（同「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構」〔日本史研究〕四七五、二〇〇二年）。後に「社会政策の展開と「取締役」制」と改題され、同著「近世後期の領主支配と地域社会」〔清文堂、二〇〇七年〕に再録）など。近代のそれ元せきの成果（同「明治期京都における社会運営の歴史的展開を検討した秋元せきの成果」〔同「明治期京都の自治と連合区会・区会」〕など）が存在する。しかし、維新後の備荒貯蓄をめぐる官民有区分問題に關しては、前掲したいずれの研究も取り上げていない。なお、備荒貯蓄研究の研究史に關しては、近年の栗原健一の成果（同「近世備荒貯蓄の形成と

村落社会」〔関東近世史研究〕六三、二〇〇七年〕に詳しい。

- ④ 熊本藩領における郷備金（会所官銭）に関して、以下の掲げる近年の前田信孝と論者による基礎的研究で、一九世紀における概要が明らかになりつつある。前田信孝「郷備金の研究覚書」〔市史研究くまもと〕八、一九九七年）、同「統郷備金の研究覚書」〔市史研究くまもと〕九、一九九八年）、拙稿「肥後藩の『遺産』相続争い」〔熊本歴史叢書五 細川藩の終焉と明治の熊本〕熊本日日新聞社、二〇〇三年）。また、手水支配における沓半米や会所官銭の役割を体系的に論じた近年の成果として、吉村豊雄「災害と凶作・飢饉」〔新宇土市史〕通史編第二巻・近世編第九章、宇土市、二〇〇七年）。

- ⑤ 代表的なものとして、久留島浩「近世幕領の行政と組合村」〔東京大学出版会、二〇〇二年）、藪田貫「国訴と百姓一揆の研究」〔校倉書房、一九九二年）、奥村弘「大区小区制」期の地方行財政制度の展開」〔日本史研究〕二五八、一九八四年）、同「三新法体制の歴史的位置」〔日本史研究〕二九〇、一九八六年）。

- ⑥ 志村洋「藩領国下の地域社会」〔渡辺尚志編「新しい近世史四 村落の変容と地域社会」新人物往来社、一九九六年）、同「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」〔歴史学研究〕七二九、一九九九年）、定兼学「近世の生活文化史」〔清文堂、一九九九年）、山崎圭「近世幕領地域社会の研究」〔校倉書房、二〇〇五年）、東谷智「近世中後期における地方支配の変容」〔日本史研究〕四七五、二〇〇二年）、前掲山

崎善弘論文「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構」。

- ⑦ 右同山崎善弘論文。

- ⑧ 長州藩の修甫に関しては、田村貞雄「地租金納化をめぐる山口県民の動向」〔史潮〕九一、一九六五年）、又野誠「近世後期長州藩の諸郡修甫米銀の機能と宰判支配」〔山口県地方史研究〕六一、一九八九年）などに詳しい。

- ⑨ 伊藤昭弘「藩財政再考」〔ヒストリア〕二〇三、二〇〇七年）。

- ⑩ 藩領地域の中間支配機構を分析した志村洋は、そこでの一定の行財政機構の形成を認めつつも、幕領に比して領主権力の影響力が強い藩領地域では「役威」に基づく地域運営が行われていることを強調し、一八世紀後半以降の重層かつ自律的な行財政機構の確立という久留島浩の評価を批判している（前掲志村論文「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」）。

- ⑪ 当該期の地域財政に関しては、久留島浩により近世後期幕領の地域入用と民費・地方税との連続性が指摘されているが（同「地方税」の歴史的前提」〔歴史学研究〕六五二、一九九三年）、主に支出項目との関連で論じられており、財政制度や構造については具体的に明らかにされていない。なお、資産面にはふれていないが、近年の矢野健太郎の成果は、明治初期山口県の地域財政の形成過程を近世幕藩のそれからの変容をふまえて明らかにした労作である（同「明治初期山口県の地域財政の再編」〔地方史研究〕三二九、二〇〇六年）。

一 一九世紀熊本藩領における地域資産の形成過程

近年の主要な研究成果で相次いで展望されるように、一八世紀後半は近代社会の成立過程を考える上で重要な画期であろう。この時期の幕府や各藩の動向に注目してみても、頻発した大規模な飢饉や、急増する百姓一揆や打ちこわしなどの

民衆運動に対応するかたちで、従前の領民支配のあり方は確実な変容をみせている。なかでも、変容を裏付ける代表的なものだが、研究史上「封建的社会政策」と呼ばれる施策である。すでに幕府は享保改革段階から幕領に対する郷村貯蓄政策を実施し、宝暦三年（一七五三）には高一万石につき千俵の貯蓄を諸大名に命じていたが、このような幕府の備荒貯蓄政策は一八世紀末の寛政改革で、より強力かつ全国規模で推進されていく。寛政元年（一七八九）、幕府は諸大名に対して高一万石につき米五〇石の困米（粃）貯蓄を命じ、全国の幕領では社会政策を、江戸町では七分積金政策を実施している。町部や村落部の地域社会に対し、町村役人・地主層などを管理・運営主体と定めた上で、備荒貯蓄を設けさせたのである。以上の事実は、大規模な飢饉などの社会的危機の出来に際し、従来の領主的な「御救」行為のみでは対応できない歴史的段階に至ったことを端的に示している。しかし、この事態を地域社会に即して考える際により重視すべき点は、備荒貯蓄の設置で地域社会の自律的な危機管理能力が促進・強化されたことにある。社会的再生産の実現における領主的対応の限界が明らかになったとき、その再生産実現という社会的要請に応えるため、地域社会が担うべき役割は一気に拡大化へと向かう。ゆえに一八世紀後半は、地域社会の近代を展望する上で重要な画期なのである。実際、熊本藩でも藩主細川重賢に象徴される宝暦改革で、各手永に困米を設置させる政策がとられている。以下、一八世紀後半における熊本藩の地方支配の変容について、吉村豊雄らの近年の成果をふまえながら述べたい。

まず、熊本藩の地方支配の概要について確認しよう。藩政府で地方支配を担当した部局は郡方であり、その系列の下に、郡・手永・村という支配機構が連なっていた。藩領内に存在する一四の「郡」を統括する責任者は郡代であり、各郡には数名の郡代が置かれた。各郡の下に、郡と村との中間支配機構である「手永」が置かれ、村々はそこに編成されていた。各郡には大体二―六の手永が存在し、藩領全体での手永数は約五〇を数える。数か村から数十か村（明治初年時の平均では約四〇か村）で構成される手永の責任者は惣庄屋であり、その執務機関である手永会所には、手永三役（惣庄屋・山支配役・郡代手附横目）や手代・下代・小頭など数十人の会所役人が詰めていた。手永の下には五か村組が編成され、各村は相

互に連帯して地方支配の末端を担った。村を統括する責任者は村庄屋である。

吉村によると、熊本藩では一八世紀半ばの宝暦改革期を境に、戦国期以来の系譜をひく世襲惣庄屋の多くが職を解かれ、百姓出身である惣庄屋が最大でも一〇年程度で転出・転入する、転勤惣庄屋制へと転換していく。手永の実務的な民政に關しても、同じく百姓出身である手代・下代・小頭など、専門的な行政処理能力を有した会所役人によって担われるようになる。転勤制の採用は惣庄屋のみにとどまらない。宝暦改革期には村庄屋に關しても世襲的な家が廃され、会所役人と一体化した民政テクノクラートの人物による、手永内の各村を一定期間で転勤する体制へと変化していく。社会の推移とともに複雑化・肥大化する地方民政の場において、旧来の世襲役人制では対応できない段階が到来した事実を示している。本稿では、百姓出身であり人事的にも一体性の強い、一八世紀後半以降の惣庄屋・会所役人・村庄屋を総括して、「地方役人」と称していく。このような惣庄屋たち地方役人層の変質と軌を一にして、一八世紀後半以降の熊本藩の地方民政は、従来の藩政府主導によるそれから、郡代や惣庄屋の主導によるそれへと移行していく。以上の動向を背景に、一九世紀の手永における地域資産の形成が行われていくのである。

手永における資産形成の画期は、享和三年（一八〇三）の請免制実施にある。天明期以降の熊本藩では、禁裏造営の上納金（天明八年）や有明海沿岸の津波被害（寛政四年）など、相次ぐ臨時支出で財政状況が逼迫したため、従来の土免制（検見）に代え、豊凶に係わらず一定の年貢率による請免制（定免）の採用に至った^⑦。請免制は、手永が一定額の年貢徴集に關する業務一切を請け負う体制であり、その実施と同時に藩政府の役人による出在（手永への出張）は停止された^⑧。すなわち、手永は一定額の年貢量確保の責任主体と位置付けられ、手永民政全般が百姓出身である惣庄屋たち地方役人に委ねられたのである。このため、請免制実施と同時に非常凶荒時の年貢不足を補填する備荒貯蓄として、領内全体から二万石に及ぶ「上米」が藩政府に、また手永高の一步半にあたる米（「苞歩半米」）が手永会所に、それぞれ百姓一般から雑税で徴集され備蓄されることになった^⑨。

請免制実施に伴い、手永には安定した年貢量確保を可能にするため、惣庄屋たちの裁量で運用できる民政(勸農政策)の資金も必要となった。再び吉村によると、請免制の実施当初には宝曆改革期に設けられた囲糧が「御備錢」(民政基金)として運用されたが、それだけでは不十分なため、各手永は運営費として「会所並村出米錢」を百姓から雑税で徴集し、自主的に民政基金の蓄積をすすめた。^⑩文化年間からは新たに徴集された各村の「村備」が、加えて本来ならば藩政府に納入されるべき有力百姓からの寄付金(「寸志錢」)の一部も、御備錢へと組み込まれていった。御備錢の積極的な利殖事業も試みられ、惣庄屋や会所役人らは手永住民の労働力を徴発しながら、立地条件に応じた新田開発や農業用水路開削などの農業インフラ整備を主体的に立案・実行し、その結果生まれた徳米を御備錢へと組み込んだ。^⑪こうして形成・蓄積された巨額化した御備錢が、文政期以降に「会所官錢」(または「諸御用米錢」と称されていく地域資産である。【表1】は、安政四年(一八五七)調査の玉名郡荒尾手永での会所官錢の品目内訳であるが、実際の官錢が項目ごとに細分化された備錢や各種の米穀で構成されており、なかには「御那代衆支配錢」「村備錢」も含まれていることがうかがえよう。つまり手永を中核として、郡代の公金や各村の村有財産を包括する、広域的かつ重層的な地域財政の編成が進められていたのである。天保一四年(一八四三)の藩の調査では、藩内の五二手永総合で会所官錢は、現有分だけでも金二千五百両余・銀四十三貫余・錢五千二百貫余・米穀八万五千石余に上る額が把握されている。^⑫これに村々や百姓らへの貸付分など潜在部分を含めると、額は更に倍増する(後述)。

前述の過程を経て形成された会所官錢は、果たしてどのように運用されたのだろうか。明治二〇年代の調査書類によれば、まず官錢からは手永会所の建築修繕費や雨乞祈祷費・人馬賃錢など、手永運営に関わる諸経費が賄われたとされる。^⑬以上の支出項目の面では、久留島浩が明らかにした近世幕領の地域入用(郡中入用・組合村入用)と類似していることがわかる。^⑭しかし、官錢からの支出はそれだけにとどまらない。会所官錢の性格で特筆される第一点目は、勸農につながる手永内の公共事業費に積極的に運用されている点である。一九世紀の熊本藩領では、現在も稼働中である大規模な石橋・農

【表1】「荒尾会所諸御用錢并穀類現有目録」（安政4年調）

番号	種類	両	朱	貫	匁	分	厘	毛	拂	種類	石	斗	升	合	勺	
一	御圍糶御拂代錢			8	356	2	6	3	8	御圍糶粟	匁	2007	6	0	0	0
二	諸運上錢			2	2	6	7	3	8	粟	1608	2	0	9	9	
三	御山方備			313	1	7	7	3		御圍上ヶ米糶粟	糶	518	8	2	9	9
四	受免調返備			126	8	8	5	2		粟	423	9	0	3	5	
五	井樋石手備			3	473	9	0	1	8	感戴寸志糶粟	糶	40	9	5	0	0
六	文武藝備			1	584	2	9	3	0	粟	242	0	0	0	0	
七	諸集錢備			1	797	8	6	1	5	上ヶ米糶欠立償	粟	42	8	3	4	2
八	民力強寸志錢備								0	村備	粟	430	8	0	0	0
九	諸開徳米代備			494	9	6	7	0		合計	糶	2567	3	7	9	5
十	浦方備			3	272	4	9	0	0	粟	2747	7	4	7	6	
十一	諸官宅御作事引受備			1	286	7	7	8	0	外二	鯨油	26	9	3	0	0
十二	村々零落御救立備			3	629	7	0	6	4	定規備		22	8	3	0	0
十三	御国産駒子御買入代備			5	681	1	4	0	0	御用錢買入分		4	1	0	0	0
十四	雑職備			751	5	1	8	5								
十五	御郡代衆支配錢			412	5	4	1	1								
十六	受出銀余錢備			711	8	6	4	7								
十七	上ヶ米糶代錢			638	6	8	0	0								
十八	感戴寸志錢備			975	9	0	0	0								
十九	上ヶ米糶欠立償錢			1	318	0	2	0	0							
二十	非常備			301	0	2	0	0								
二十一	村備錢			322	6	4	6	9								
二十二	貧民御救備			361	0	3	0	0								
合計	米	138	1													
	錢			22	091	6	8	4	2							

* 『文久二年 覚帳 貳番』（北岡文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託）より作成。

業用水路（代表例として通潤橋）の開発など、農業インフラ整備が強力に推進された事実が近年明らかになっているが、その有力な財源的基盤こそ会所官錢の存在だった^⑧。すなわち明治二〇年代の調査書類には、会所の建築修繕費などへの支出に続いて、「井手筋石垣築造立、養水路悪水吐修繕開墾埋立費貸渡、勸業資金貸付、鯨油代仕払、肥代給与、農具料貸渡、捨子養育料、井樋入目拝借渡」^⑨など、主に勸農の諸用途に支出され

【表2】「諸御郡会所々諸官錢臨時改帳」（北岡文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託文書）の内訳（一部抜粋）

	銭高	諸拝借 振出分	地方 買入分	諸拝借 返納滞分	銭現有高	米穀高	村々振替・ 拝借返納滞分	米穀 現有高
領内全体	貫	貫	貫	貫	貫	石	石	石
	32,198	14,020	8,652	4,255	5,270	205,205	119,619	85,585

*吉村豊雄「災害と凶作・飢饉」（『新宇土市史』通史編第二巻、宇土市、2007年）644ページ掲載表を補訂して作成。

た事実が記されている。

加えて、特筆される第二点目は、民間金融に比べて利息が軽く返済期限が緩やかな会所官銭が、没落しつつある多くの貧農の質地請け戻しの手段や、彼らの生活保護に使用されていた点である。【表2】は、藩政府が天保九年（一八三九）から五年間、藩内全手永の会所官銭の運用状況・現有分を調査した「諸御郡会所々諸官錢臨時改帳」の一部抜粋である。まず、銭高のみでも現有分の約五倍が運用（「諸拝借振出分」「地方買入分」）へ回されている点が目をひく。肝心な運用の中身であるが、銭高で運用総額の約六割強を占める「諸拝借」とは、夫食米などの生活資金や水利・土木事業の事業資金として村・百姓へ貸し付けられたもので、大枠では百姓の生活救済・農業支援の用途といえる。同じく約四割弱の「地方買入」とは、手永が貧農の質地を買い戻した分である。すなわち、生活が窮迫化した貧農個人の土地喪失を防ぐため、手永が積極的に資金投下を行っているのである。とくに領内全体で一万貫近くの会所官銭が質地買入れに費やされていることは、注目すべき事実であろう。その他、手永が官銭で購入した土地を貧農らに低い小作料で耕作させている事例も確認できることから、官銭の存在が「百姓成立」を支える財源的基盤として、手永内の再生産活動を深く支えていた点は特筆される。

以上から、百姓の雑税から成る会所官銭が、手永による安定した年貢量確保という究極的目標のもと、地域社会（手永）の成立のため運用されていた事実がうかがえよう。官銭運用の具体的な意思決定過程に関しては、その実質的管理者である惣庄屋が、下役の会所役人・村庄屋との合議や彼らからの上申に基づきながら、また郡単位での数手永の共同事業への出資や運用が多額に上る場合には、他手永の惣庄屋や上役である郡代との協議を経ながら決定していた^⑧。

しかし、前述した貧農個人の質地請戻しのため多額の会所官銭が費やされている事実自体、各手永でその運用を欲する強い社会的要請と、運用に対する社会的合意の存在を物語っている。また、一八世紀後半以降の熊本藩では、地方民政に優れた実績を上げた地方役人に対して金子・衣服などを付与する褒賞制度が確立されていたが、吉村によると天保期以降、とくに会所官銭の正常な運用が彼らの実績評価の上で重要なポイントとして、藩政府から重視され始めたという^⑧。つまり、惣庄屋たちが官銭を手永の成立のため有効かつ正常に運用することは、地域社会側と藩政府側の双方から規定されていたのである。そして、このことは結果的に、官銭が手永全般に還元されるべき公共性を帯びた所有財源である認識を手永側へと根付かせる。

しかし、ここで改めて留意する必要があるのは、「官銭」の名称に象徴される官民両属的な性格である。官銭を形成する百姓からの雑税（「会所並村出米銭」）にせよ、上層百姓からの寄付金（「寸志銭」）にせよ、藩側からすれば藩政府が接収してもおかしくない種類の金銭である。加えて、藩政府にストックされるべき備荒貯蓄の「上米」の一部や、手永会所の備荒貯蓄である壹歩半米の残余が官銭に組み込まれる場合もあり、ゆえに官銭は「会所預官銭」とも称された。藩側が手永会所に「預」けた「官銭」という形式をとっているのである。一方、官銭の実質的な管理・運用は手永に委ねられており、手永側は所有財源的な認識を強めていく。やはり吉村が分析した事例^⑨だが、文化年間の宇土郡那浦手永の津波災害復興計画の復興法と財源についての政策決定過程では、手永と藩政府の郡方との間で、財源を藩政府の支出とするか手永の会所官銭支出とするかが大きな争点となり、郡方が決裁した決定は手永作成の原案を大幅修正した官銭支出案となった。ところが、これに惣庄屋が四度も異議を唱え、最終的には藩政府からの財源支出を獲得しているのである。この事例からは、手永側が自主管理財源である官銭に対して所有意識を強め、藩政府側の決定から防衛しようとする意図がうかがえる。官銭の運用・管理をめぐっては、手永側と藩政府側とで対立する可能性も存在していたのである。もちろん、地域社会の成立を両者が共通理念としていたため、双方が対立する可能性は潜在的なものであったが、とくに手永側の所有財

源的認識は、維新変革の過程で後述する「郷有」（民有）概念へと継承され、「大区小区制」期の地域資産をめぐる激しい官民対立を惹起していくのである。

本章の検討をまとめよう。請免制の実施に伴い一九世紀の手永では、百姓一般からの雑税に基づき、備荒貯蓄として上米と忝歩半米、民政基金として会所官銭という地域資産の形成が進められた。重層的な広域地域財政の編成を実現した会所官銭は、農業用水路開削などの農業インフラ整備、貧農の質地請戻しや生活保護などへ運用・充当され、手永の成立を財源面から深く支える存在だった。従来の研究で久留島浩は、幕領に加えて一八世紀後半以降の藩領地域における重層的な行財政機構の確立を指摘し、志村洋はその見解を批判している^②。しかし本稿で強調したいのは、一九世紀熊本藩領では重層的な行財政機構の成立のみならず資産蓄積までが進められ、かつそれが公共性を帯びた運用をなされていた事実である。自律的な地域運営を可能にする公共的な財源基盤の形成が、非領国地域に比して領主権力や「役威」の影響力が強いと評価される藩領国^③で展開されていた歴史的事実は、従来の研究動向を顧みた際に重要なポイントとなるだろう。

また、前述したが後年の「大区小区制」期、地域資産の一部は大蔵省へと送納されるが、それに対して明治二〇年代の旧熊本藩領では下戻請願運動が行われる。その際の請願書である明治二四年（一八九一）六月の「民属金御下戻願^④」によれば、上米と忝歩半米は本来の備荒貯蓄の役割のみならず、その一部残余は藩政府内の郡方米銀所へと移管され、同じく藩政府の平準方で採蠟・炭椎茸・樟脳生産など藩管事業の資金として運用・利殖されていたことがわかる。本格的な検討は後考を期したいが、藩政府側も財政面で、実は地域資産に依存する側面があったのである。かかる地域資産をめぐる構造が維新期の藩政改革でいかに再編され、廃藩置県以降へと継承されたのか、次章で具体的に検討していこう。

- ① 藤田寛「近代の胎動」（同編『日本の時代史一七 近代の胎動』吉川弘文館、二〇〇三年）、久留島浩・藤田寛「はじめに」（『日本史講座七 近世の解体』東京大学出版会、二〇〇五年）。
- ② 前掲藤田論文「近代の胎動」。
- ③ 大友一雄「享保期郷村貯穀政策の成立過程」（『国史学』一一八、一九八二年）、右同藤田論文。このような「御救」政策は幕領のみではなく、福岡藩では享保の飢饉後に「用心除銀」政策がとられている（福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年）。

- ④ 前掲山崎論文「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構」。
- ⑤ 右岡山崎論文、前掲菊池書「飢饉から読む近世社会」。
- ⑥ 吉村豊雄「一の宮町史三 藩制下の村と在町」（一の宮町、二〇〇一年）、新熊本市史編纂委員会編「新熊本市史」通史編第四卷近世Ⅱ（熊本市、二〇〇三年）。
- ⑦ 右同「新熊本市史」通史編第四卷。
- ⑧ 西村春彦「宝暦―天保期における肥後細川藩の農政と請免制」（『熊本市史』八二、二〇〇三年）。
- ⑨ 前掲「新熊本市史」通史編第四卷、右同西村論文。
- ⑩ 前掲吉村論文「災害と凶作・飢饉」。
- ⑪ 右同吉村論文。
- ⑫ 前掲前田論文「郷備金の研究覚書」。
- ⑬ 明治二〇年代推定、「民属金下戻運動に関する調査書類（文書群未整理のため仮題）」（熊本市辛島家文書・仮目録番号ナ二二一五―七、熊本県文化企画課松橋収蔵庫所蔵）
- ⑭ 前掲久留島論文「『地方税』の歴史的前提」。
- ⑮ 石井清喜「通潤橋の工費・経済効果について」（『熊本市史』七八・七九合併号、二〇〇二年）、前掲吉村書「藩制下の村と在町」。
- ⑯ 前掲「民属金下戻運動に関する調査書類」。
- ⑰ 「万延元年 内牧手水窮民御取致寸志銭之内々御買入地方徳米請払帳」（阿蘇市栗林家文書、熊本大学附属図書館所蔵。なお、会所官銭で購入された土地は手永の所有財産となり、その収益の一部は官銭に組み込まれたが、後に地租改正により「余計之増税」が課されてその継

二 維新时期における地域資産の位置

封建制から郡県制への移行を表明した明治二年（一八六九）の版籍奉還後、維新政府は「諸務委革一一か条」や「藩

- 続が困難となったため、敏先主（小作人）に下げ渡されている（明治十一年十一月廿一日 会議録 第拾壹大区」（阿蘇市栗林家文書、熊本大学附属図書館所蔵）。
- ⑱ 三澤純「幕末維新时期熊本藩の地方役人と郷土（平川新・谷山正道編『近世地域史フォーラム③ 地域社会とリーダーたち』吉川弘文館、二〇〇六年）。
- ⑲ 前掲吉村論文「災害と凶作・飢饉」。
- ⑳ 吉村豊雄「日本近世における津波復興の行政メカニズム」（熊本大学文学部「文学部論叢」八九、二〇〇六年）。
- ㉑ 久留島浩「百姓と村の変質」（『岩波講座日本通史一五』岩波書店、一九九五年）。
- ㉒ 前掲志村論文「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」。
- ㉓ 右同志村論文、前掲志村論文「藩領国下の地域社会」。また、近年の山崎善弘の成果（同「中間層と地域的公共性」（前掲山崎書『近世後期の領主支配と地域社会』所収、初出も二〇〇七年）では、小規模領主制が散在した播磨国で、領主支配に連なる中間層（取締役）が地域的公共性を体現していく過程と論理を論じているが、当該地域で中間層が公共性を担いえた理由について山崎は、領主権力の影響力が弱い非領国という地域性に求めている。
- ㉔ 明治四年六月二十五日付、大蔵大臣松方正義宛熊本県熊本市長杉村大八他「民属金御下戻願」（公文類聚 第一八類 明治二七年）、マイクロフィルム番号011000011342、国立公文書館所蔵）。

制」などで諸藩への統制を本格的に強めていく。それを受けた諸藩側でも当該期、軍制・禄制面を中心に大規模な藩政改革が試みられ、軍事的性格を払拭した藩の「民政」機構化が進展し、府県との同質化が進んでいった。^①熊本藩でも明治三年（一八七〇）六月以降、大規模な藩政改革（以下、三年改革とする）が断行される。

同藩は西南雄藩の一角を占める存在であったが、宝暦期以来藩政を掌握してきた藩校時習館出身者で構成される学校党の政権運営が、幕末期を通じて主に佐幕的な立場を保持したために、王政復古後は新政府の心証を損ねた。またその後は攘夷論者との関係を取り沙汰されるなど、中央政局での政治的立場は悪化していた。この状況打開のため、知藩事細川韶邦の弟である護久・護美兄弟と横井小楠の思想的系譜をひく実学党豪農派は、新政府の岩倉具視や大久保利通らと提携。明治三年五月に韶邦から護久への知藩事交代が行われ、実学党が政権中枢部に登用された。この政権は研究史上、実学党政権^②と呼ばれる。

三年改革では、横井小楠の思想に基づき民政を重要視した、実学党政権の急進的な改革政治が断行された。^③なかでも、研究史上で大きな注目を集めてきたのが、本年貢の三分の一に及ぶ約九万石の雑税廃止策である（三年七月）。この民力休養策は、幕長戦争など幕末以来の政治的混乱や、前年の大凶作による藩内の疲弊状況を背景に実施されたものだが、実は地域資産の処遇とも密接に関連した施策であった。この際、藩領内に布達された知藩事細川護久の布告文「村々小前共え」によれば、具体的に廃止された雑税は、上米・粍歩半米・会所並村出米銭である。すなわち、請免制下での備荒貯蓄や会所官銭の原資が、一律に廃止されているのである。次に、地域資産と関連して重要な政策が、手永制度の廃止である。既に政権成立当初から進められていた郡政改革で、六月に郡宰（郡代）は廃止され、新郡政は藩庁内の民政局（郡方の後身）のもと、新たに各郡に設けられた出張所で実務を行う方針にあった。この流れを受けて、七月には惣庄屋・山支配役などの手永役職が、八月には手永の機構（手永会所など）自体が廃止されて、郷へと改称された。^④

改称された郷は、責任者である惣庄屋や手永会所などの執務機関を失った区画的なものであり、各手永の粍歩半米や会

所官銭は各出張所へと移管された^⑤。なお、旧手永支配に由来するこれらの資産は、以後「郷備金」「郷備集金」と称されていく。郡政改革には、制度面・財源面でも地方民政の中心的役割を果たしていた手永を解体することで、民政を藩庁（民政局）、すなわち地方官のもと一元化をはかる意図があり、ゆえに手永所有の地域資産も出張所（郡）へ集中された。但し、このことは必ずしも地域資産の官有物化を意味しない。むしろ、これまで手永ごとの民政資金として運用されてきた郷備金を、地方官（実学党政権）が藩領民全般へ還元する民政改革用の一大資金として各手永から回収し、一元化した点に意味があるのである。明治六年（一八七三）、熊本（当時は白川県）に権令として着任した安岡良亮が三年改革について、「旧藩ノ節本計ノ外種々方法ヲ設ケ貯蓄ノ金額各所ニ散布致シ候分、（中略）、其金額ヲ集メ一大経綸ヲ立ルノ策ニテ」と述べたように、実学党政権は会所官銭など「貯蓄ノ金額各所ニ散布致シ候分」の資産を集めて、雑税廃止策や熊本洋学校・医学校・病院設立などの「一大経綸ヲ立ルノ策」を実行した。以上をふまえれば、前述の雑税廃止と手永制廃止が、政策上で密接に連動していた事実が明らかだろう。

上米・粍歩半米などの雑税廃止に関して、ここで留意すべきは二点ある。一点目は三澤純が明らかにしたが、それが本年貢の三分の一の額に及ぶ大減税を意味し、「知事塔」の建立に象徴されるような藩領民の強い歓迎を受けた事実である^⑧。この事実は、従来の備荒貯蓄・民政基金制度を支える雑税の存在が、実は百姓（とくに下層民）にとって大きな負担であり、彼らにとってその「解放」が大きな意味を有していたことを示している^⑨。二点目は、上米・粍歩半米の廃止が従来の備荒貯蓄体制の解体を意味したことである。作者未詳ながらも、在村知識人が架空の人物問答に仮託して三年改革期の農村実態を論じた「仁一嘸」^⑩では、まず「元か高い年貢を雑税位い御免しに成つたとて」と雑税廃止を皮肉りながら、続いて「若一年不作が来て見成れ、損引はきしむし、又百姓が立ぬように成ろうも知れぬ。凶事を予めせぬことなれど其時は人氣は弥悪く成る。」と、凶荒時の「百姓成立」に支障をもたらすのだと鋭く指摘している。すなわち、雑税廃止策はその内実、従来の備荒貯蓄解体と表裏一体の関係にあることが批判的に捉えられていたのである。

さて、備荒貯蓄である上米・粳歩半米の一部に関しては、前章でふれたように藩政府の郡方米銀所で管理され、平準方（明治初年に産物方・生産司へと改称）で採嶌などの藩営事業資金として投入され、積極的な利殖がはかられていたが、この構造は三年改革でどのように変化したのだろうか。かつて、横井小楠は天保一四年に著した「時務策」で、藩政府や手永会所が種々の手法で資産を融通しながら利殖をはかっている現状を、「貨殖の政」「聚斂の利政」と激しく批判していた。^⑪

果たして、多くを小楠門下で構成される実学党政権もまた、師の教えを遵奉する。三年改革では生産司が廃され通商方が新設されるが、上米・粳歩半米を元手に利殖を行う通商方の事業は、藩政から切り離されて民間商人の友枝傳也らに委託された。^⑫さらに廃藩置県後、通商方の事業権は友枝から大田黒一貫へと譲渡され、明治五年（一八七二）には大田黒を社長とする歩入会社が成立する。^⑬歩入会社は、通商方の事業面に加え、旧上米・旧粳歩半米の資産面も継承するものだった。

明治四年（一八七一）七月、廃藩置県によって知藩事の細川氏は熊本を退去するが、新設された熊本県政は引き続き実学党の面々（旧藩出身者）により運営された。周知の如く、廃藩置県により旧藩租税は国税化され、各府県経費（官員給料・第一常備金・第二常備金）は大蔵省の裁量により県の規模に応じ支給されることになる。^⑭地方独自の経費は、管内住民から別途民費を徴収する必要があるが生じてくるが、民力休養の路線を継続する実学党政権は「諸民費之儀、是迄割賦取立方法等無之、郷備集金之内ヲ以仕来候」とあるように、改革の際に集中された会所官銭などの財源、すなわち「郷備集金」を管内への民費賦課軽減のために転用していた。^⑮ゆえに、熊本県（明治五年六月に白川県へと改称）の民費賦課は、郷備金の存在により全国的な水準でも低いレベルにあった。^⑯このことは裏を返せば、郷備金の存在が民費制度の確立を阻んでいたことを意味する。

廃藩置県後の実学党県政下における郷備金の取り扱いについて述べよう。手永会所から郡の出張所（明治五年、磨舎に改称）へ移された各郷の郷備金は、それぞれの郷による取り扱いが認められ、明治五年八月には県内各郷の戸長会議により（「壬申八月議定」）、統一的な取り扱い規定である「郷備取扱之事」が作成された。^⑰なお、ここで留意すべきは二点ある。

第一に、この規定を作成した戸長層の多くが、旧藩時代の会所役人や村役人など地方役人経験者で占められていた点である。すなわち、旧会所官銭の運用や性格に精通した彼らが作成主体である事実は見逃せない。第二に、郷という地域結合が引き続き存在している点である。前述の如く手永制度の廃止によって郷は、既に行政単位としての性格を喪失していた。しかし、所有財産たる郷備金の存在は、郷の地域的結合を依然として保持させていたのである。この二点をふまえて史料を読み解こう。

「各郷戸長」の名をもって白川県宛に提出された「郷備取扱之事」は、取り決められた具体的な運用事例を記した前段部分と、郷備金に関する歴史認識を記した後段部分から構成され、非常に興味深い内容を有する。まず前段部分を要約すると、①郷ごとの根帳を廃舎に設けて出納は県の租税課の許可を受け、現金は歩入会社へ委託して利殖をはかる、②郷備金を、場合に依りて戸長の出張費や医学校入寮生徒入米などの支出に宛てる、とある。①からは、郷備金の出納は県の管理下ながらも旧藩時代と同様にその利殖が認められ、②からは、郷備金の存在が本来民費に課されるべき地域負担の軽減に使用されていることがわかる。この時期の郷備金の取り扱いに関しては旧藩時代と同様に、各郷の地域意思による利殖と地域負担への転用が認められていたのである。

さらに注意したいのは、郷備金に関する郷有（民有）概念の顕在化である。後段部分には郷備金の歴史的な性格について、以下の如く記されている。

各郡郷備之儀、其地之景況ニ従ヒ、海浜ヲ築、原野ヲ開、或ハ溜池ヲ堰、河水ヲ堰、之ヲ島地ニ疏テ田作トナス等、聊カ官費ヲ仰カス、皆是郷民協力ノナス処ニシテ、則郷中ノ有ナリ、従前一郷限り会所ニ収納シ、之貯積シテ凶年ノ備トシ、或ハ貧困ヲ救助シ、或ハ郷中ノ要務ニ充ツ、去ル午年以來政体一新、会所ヲ廢セラレ爾來備ルニ所ナシ、畢竟是郷民祖宗ノ遺沢ナレハ、以テ其子孫ニ配分シ其遺意ヲ安スヘキナレトモ、今之ヲ数万戸ニ分テハ其數以テ家産ヲ助ニ足ラス、其名立テ其実益ナカルベシ^②

ここでは、旧藩時代における郷民の力による郷備金の蓄積過程を回顧し、「皆是郷民協力ノナス処ニシテ、則郷中ノ有

ナリ」と郷有概念を明確に打ち出している。郷有概念に関しては、かつて法学者の中田薫が指摘した、明治初年の町村合併で協議機関を失った旧町村（部落）での、部落有財産に対する部落民の「総有」概念類型の一つとも考えられる^⑧。しかし、郷備金の歴史的変遷に即して考えれば、その顕在化の理由には以下の二点が重要であろう。まず、歴史的背景として前章でふれたように、旧藩時代から郷（手永）側が、郷備金（会所官錢）を所有資産として認識していた点。「聊カ官費ヲ仰カス、皆是郷民協力ノナス処ニシテ、則郷中ノ有ナリ」という、郷備蓄積過程における郷民実績の回顧は、まさに旧藩期以来の所有物としての歴史意識の発露である。このことは、取扱規定を作成した戸長らの多くが、旧藩時代の地方役人経験者で占められていた事実からも裏付けられよう。次に重要なのは、三年改革で各郷の地域資産は官のもとへ集中されるも、あくまで「民属金」として認知され、民政改革のための運用がなされていた点である。そもそも、三年改革で地域資産を形成する雑税が免除されたことは、それらが本来「民」の所有分であることを地方官（実学党政権）が認めた所以であろう。もちろん、雑税廃止という一大民力施策の実現自体に際しては、急進的な民政理念を有した実学党の特殊性を考慮する必要があるのだが、雑税から形成された地域資産を「民」の所有分と見なす考えは当時の社会でも普遍性を有していたと考えられ、官民ともに郷備金を「民属金」と見なす三年改革以来の社会的背景があったからこそ、各郷の民有意識は顕在化したと考えられる。もともと実学党政権下では、郷備金が郷という地域社会の「公益」に還元される構造は、旧藩時代とほぼ共通していた。ゆえに民有概念が顕在化してもこの時期、県と郷、すなわち官民の間で郷備金をめぐる目立った問題は発生していない。

小括すれば、三年改革で各地の手永会所から県の出張所へと移された地域資産（郷備金）は、雑税廃止策などの民政改革資金として使用され、廃藩置県以降は管内への民費賦課を軽減する役割を果たしていた。廃藩置県後の取り扱いにおいても、地域意思の反映と地域負担への転用が認められ、その点では旧藩時代の会所官錢の運用と共通していたのである。しかし、郷備金に対する民有概念の顕在化という事態は、次章で述べるように実学党政権が崩壊し、明治政府から派遣さ

れた新たな地方官が乗り込んでくる「大区小区制」期の熊本で、地域資産をめぐる激しい官民の争いを惹起していくのである。

- ① 前掲羽賀論文「領知権の解体と『民政』」、同「明治維新論」。
- ② 熊本藩明治三年藩政改革と実学党政権論に關しては、階級的政治闘争における自由民権運動の発展段階の一つとして、豪農政権と位置付けた大江志乃夫の研究（同「明治国家の成立」ミネルヴァ書房、一九五九年）、大江説批判の観点から、世直し状況への対応と政治的立場の挽回からドラスティックな改革を行い、領主権威を活用した改革政治を行ったという、以下に掲げる三澤純の一連の研究（同「維新変革と村落民衆」〔渡辺尚志編「新しい近世史四 村落の変容と地域社会」新人物往来社、一九九六年〕、同「一九世紀の藩社会と民衆意識」〔日本史研究』四六四、二〇〇一年〕など）がある。近年では、三澤説を批判し、「王政」という理想主義的な民政改革として位置付けた池田勇太の研究（同「維新时期民政改革の再検討」〔「明治維新史研究』二、明治維新史学会、二〇〇五年〕が注目される。
- ③ 右同池田論文「維新时期民政改革の再検討」。
- ④ 瀬崎正治「明治三年の郡政機構」〔『玉名市立歴史博物館紀要』二、一九九七年〕。
- ⑤ 熊本県議事事務局編『熊本県議事史』第一巻、熊本県議会、一九六三年）四二六ページ。
- ⑥ 明治七年四月一五日付、大藏卿大隈重信宛白川県権令安岡良亮「集金上納之儀申上書」（熊本市辛島家文書・仮目録番号ナ三二五一九、熊本県文化企画課松橋取蔵庫所蔵）。
- ⑦ 前掲「民属金御下戻願」。
- ⑧ 前掲三澤論文「維新変革と村落民衆」、同「一九世紀の藩社会と民衆意識」。
- ⑨ 非常凶荒への対応策である備荒貯蓄の形成・維持は、一方で下層民に重い負担を強いる側面を有していた。前掲秋元論文「明治期京都の自治と連合区会・区会」では、町の下層住民が目前の負担の重さから社会の継続に否定的な立場でいたことが紹介されている。
- ⑩ 水野公寿校訂・解説「仁一断」〔熊本史学』四八、一九七六年〕。
- ⑪ 横井小楠「時務策」（山崎正董編「横井小楠 遺稿篇」明治書院、一九三八年）。
- ⑫ 明治四年一〇月廿二日付、熊本県知事松平正直宛徳富一敬・山田武甫・安場保和・米田虎雄「草按」（熊本市辛島家文書・仮目録番号ナ三二五一六、熊本県文化企画課松橋取蔵庫所蔵）。「草按」は民属金下戻運動の際に作成されたもので、地域資産の歴史の経緯を諮問した熊本県知事松平正直に対する、徳富一敬ら旧実学党政権首脳部の回答書である。
- ⑬ 右同「草按」。
- ⑭ なお、廃藩置県により誕生した熊本県は、明治五年六月に白川県と改称され、その後明治九年（一八七六）二月に再び熊本県へと改称される。
- ⑮ 西川誠「明治零年代の地方経営に關する覚書」（伊藤隆編『日本近代史の再構築』山川出版社、一九九三年）。
- ⑯ 「民費課則（明治七年二月白川県布達）」〔新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』史料編第六卷近代Ⅰ（熊本市、一九九七年）二二二ページ〕。
- ⑰ 前掲「熊本県議事史」第一巻、三六二―三六六ページ。
- ⑱ 小山正編『天明村誌』（一九六一年）三四九ページ。

①「天明村誌」所収の錢塘郷「壬申八月議定」に連名している戸長九名には、旧藩時代に地方役人（郡代手附横目）を勤めた小山繁蔵・渋谷掃園などが含まれている（尾崎議員出張之節取調書類二 明治十八年）^① 県政資料三七一一、熊本県立図書館所蔵。なお、熊本藩領における地方役人から「大区小区制」期以降の区町村吏（戸長・用掛・筆生）への移行過程を解明した成果として、拙稿「近世地方役人から近代区町村吏へ」（吉村豊雄・三澤純・稲葉維陽編『熊本大学拠点形成研究論文集（題目未定）』思文閣出版、二〇〇八年度発行予定）。

② 前掲「天明村誌」三四九ページ。
③ 中田薫「明治初年に於ける村の人格」（同『法制史論集』第二巻物権法〔岩波書店、一九三八年〕）。

④ 権法〔岩波書店、一九三八年〕。

三 「大区小区制」期の地域資産をめぐる官民対立の展開

各郷から集合した地域資産（郷備金）をもって、管内への民費賦課を抑えていたのが実学党政権の手法であった。しかし、地租改正事業の本格化を前にして実学党の施政方針は、各府県での民費制度の確立を目指す政府方針と大きく齟齬をきたすことになる。^① また、増大する民費を有限な郷備金から賄い続けようとした結果、明治六年に入ると県財政の矛盾は顕在化していく。^② 明治六年六月、白川県権令として政府から派遣された安岡良亮が着任し、実学党による県政運営は終止符をうつ。明治三年来独自の改革路線を進めてきた実学党県政から、政府方針に忠実な安岡県政へと、地方官の交代が行われたのである。

安岡は県の民費制度の確立に向けた財政改革を推進した。まず六年一二月、他県と異なり官費支給だった白川県の戸長給料を民費支給に改正し、翌七年（一八七四）一月には民費課則を制定して、民費徴収制度の整備を進めた。^③ 事実、明治六年に比べて同九年の県の民費総額は二倍強に上昇しており、^④ 安岡着任以降、管内への民費賦課額は急激に上昇した。加

② 前掲「草按」。「草按」によると徳富らは、郷備金などの地域資産が「民属」のものであったため、廃藩置県時には国庫への納入をなさなかつたと述べている。

③ 例えば、旧長州藩領である山口県では、明治初年に「囲穀」「修甫」などの地域資産が町村に再分配されたり、防長協同会社に移管され地租納入準備金に充てられたりしている（前掲田村論文「地租金納化をめぐる山口県民の動向」）。ちなみに、旧幕藩制に由来する全国各地の多様な雑税は、明治八年二月二〇日の太政官布告第二三二七号布告で整理・廃止された（林健久『日本における租税国家の成立』東京大学出版会、一九六五年）。

えて、安岡が財政改革の一環として着手したのが、実学党県政期に構築された郷備金依存型の県財政の再編である。他府県同様の民費制度を確立するためには、有限な郷備金への依存から脱却しなければならない。郷備金依存型から非依存型財政へ向けた過渡的政策として、明治七年民費課則では大区割の費用を郷備金で一時的に立て替え（繰替）、その後大区費を区内に割り当てて徴収すること（繰替制度）を認めたが^⑤、明治八年（一八七五）七月乙第七九号布達では「郷備金僅少ニシテ民費繰替ニ不足ノ区モ有之」として、郷備金による民費繰替制度も廃止した^⑥。ゆえに大区では当座の民費を立て替える財源が必要となり、新たに予備金が区内から徴収されたが、これは大きな地域負担となった^⑦。

加えて、郷備金に関する取り扱いも厳しく制限されていく。明治七年の民費課則で、県に集合されていた郷備金は大区割で分割、ならびに各大区への下げ渡しが約束され、翌八年一月には下げ渡しが行われた^⑧。その郷備金に対して安岡県政が制定した取扱規則の変遷をまとめたものが【表3】である。【表3】によると、①郷備金の位置付けが主に備荒貯蓄の役割に限定される、②管理・出入に関しては官選区戸長の検印が、明治九年（一八七六）九月には官の裁許が必要となる、③郷備金を使用して利殖をはかることは厳禁、などの事実がわかる。とくに九年九月の規則は、同年七月開催の地方民会（熊本県民会）で県会議員たちが作成した、第二議案「郷備金取扱規則」に関する改正規則案を覆して布達されており、県の郷備金に関する方針を貫徹するものだった。県民会の討議では、「人民ノ共有物」たる各大区郷備金の用途を、備荒貯蓄のみならず学校・病院など「一般公益ヲ興スノ費用」にも充てること、郷備金の取り扱いでは民選議員との協議を義務付ける、などの条項を盛り込んだ改正規則案が作成された。しかしその改正案は、九月に県が布達した規則に全く反映されなかったのである^⑨。安岡県政の郷備金に対する方針は、その用途を備荒貯蓄に限定し、出入を官（県・区戸長）の管理下で厳しく制限するものと言える。

①の備荒貯蓄の性格に限定される点には、注意が必要であろう。前述のように、旧熊本藩時代には上米・粍歩半米が備荒貯蓄の役割を果たしていたが、三年改革の雑税廃止策でそれらは廃止され、地域社会の備荒貯蓄制度は解体される。こ

【表3】 郷備金取扱規則の変遷

規則名	郷備金の位置付け	郷備金の管理	備考
郷備金取扱規則 (明治7年3月22日)	凶年飢歳の予備、民費の一時繰替に充てる。	出入の節は、主任区戸長及び会議の正副戸長が諸帳簿へ検印を用いること。旧会所・出張所時代に他へ貸し下げたものについては、貸下規則に照準する。年賦取立の年限等は取調中に付き、調済の上で追って帳簿を下げ渡す。	各郷固有の金高に応じて、追って県庁から分賦するので、その際に混交しないように各郷区別の元帳を製作しておくこと。郷備現金は全て小野組へ預け、通帳により出入を取り扱う。郷備金による貨殖筋は厳禁。
改正郷備金取扱規則 (明治8年1月4日)	凶年飢歳等非常の手当、定式年費繰替金として備える。	大区の分を一纏めにして、四方便利の小区詰所で扱う。区長が専任、正副戸長の内1名が副たること。出入の際は、区戸長が必ず検印する。開地の徳米や貸下年賦返納金などは期限内に取立て、その金額を元帳に増記すること。	各郷固有の金高に応じて、今般各大区へ割賦して下げ渡す。一時の利益を図って、郷備金による貨殖筋を起すことは厳禁。
改正郷備金取扱規則 (明治9年9月12日)	凶年飢歳、水火風難等非常救急の用とし、止むを得ない事情の場合は学校病院等の費用に充て、またその費用に繰替えて貸し渡すことを許す。但し貸し下げの際は、水火の難がない不動産を抵当として取置くこと。	大区の分を一纏めにして、区長が担任、正副戸長の内1名が副たること。供用の節は、区戸長協議の上で官の裁許を請うこと。出入の際は、区戸長が必ず検印する。開地の徳米や貸下年賦返納金などは期限内に取立て、その金額を元帳に増記すること。決算後は帳簿を県庁へ届出、区内へ掲示すること。	供用の際は、議員の要請があればその成案を示すべきこと。出納の帳簿も、議員から一見する要請があればその意に任すべきこと。

* 『新熊本市史』史料編第6巻近代I（熊本市、1997年）225～232ページから作成。

のため、地域では非常凶荒に対する対応力が低下し、定額金納制たる地租改正事業の進展と相まって、新たな備荒貯蓄の存在が求められていた。ゆえに安岡県政は、各大区へ下げ渡した郷備金の用途を備荒貯蓄のみに限定せざるを得なかったのである。だが、郷備金を旧藩時代と同様、地域社会の「公益」のため積極的な運用や利殖を欲する人々にとって、この県政の措置は抑圧以外の何者でもない。一元的な官の強い管理下に置いたことで、実学党政権期から一

転して安岡県政期の郷備金取り扱いでは、個々の地域意思の反映が大幅に否定されてしまった。

この県の施策に対して、地域社会が大きな反対表明を行ったのが、明治九年七月に熊本で開設された地方民会（熊本県民会）の場である。熊本県民会は完全な公選民会であり、議員の選挙・被選挙権が二五歳から六五歳までの男性・戸主一般に与えられた、全国的にも非常に先進的な地方民会であった。^⑧ 県民会の場では、郷備金を「公益ヲ興ス」ため、地域の近代化資金として積極的な運用を意図する県会議員たちが、県に対して激しい討論を繰り返した。議員の多くは旧藩時代の手永役人たちであり、その急先鋒は玉名郡内田手永物庄屋の経験を有する木下助之（第七大区「玉名郡」選出）である。

旧藩時代の会所官銭の運用に精通していた彼らは、「民属金」たる郷備金を往時同様に、公共事業など地域の「公益」に資するために使用することを強く望んでいた。県民会では前述のように、議員たちが郷備金取り扱いに関する改正規則案を討議したのだが、その討議結果は県民会直後に布達された取扱規則には全く反映されていない。この事態を受けて木下は、翌一〇年（一八七七）二月、熊本県権令富岡敬明（安岡良亮は九年一〇月の神風連の乱で死去）に対して建白書を提出する。^⑨

そこで木下は、郷備金を「公益ヲ興ス」ために運用することを再主張するとともに、九年一〇月の太政官第一三〇号布告「各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則」を引用し、郷備金の取り扱いに議員（総代）が参加できない熊本県の現状を痛烈に批判している。太政官一三〇号布告は、町村の共有物取り扱いなどにおける区戸長の専断を防ぐ目的から、そこに人民総代の参加を義務付けた法令であるが、熊本県では法令布達以後も従来の郷備金取扱規則による取り扱いが継続されていたのである。「民属金」たる郷備金を「公益」のために運用しようとする民と、あくまで郷備金の一元的な管理を維持しようとする官。地域資産をめぐる激しい官民対立の構図がみてとれよう。

さて、旧藩時代の備荒貯蓄である上米・粳歩半米は、三年改革の後、その資産を運用する通商方（藩庁内）の事業権とともに民間商人へと譲渡され、明治五年以降は太田黒一貫の歩入会社が継承していた。歩入会社には、前章でふれた明治五年「郷備取扱之事」の規定にあるように各郷々備金の現金分が預金され、事業への運用がなされていたのだが、安岡県

【表 4】 熊本県から大蔵省へ送納された「民属金（地域資産）」

	年月日	金額の名称	金額（円）
①	明治7年4月15日	公廨官物ニ属スル不用ノ諸器具売払代・各所積穀等現在貯蓄金	23,277
②	〃年7月15日		85,774
③	明治5～8年	各所貸附金高	173,749
④	明治8年	熊本歩入会社引揚げ金	172,551
	合計		455,352

*『明治廿八年 誤納金下戻請求一卷 飽田郡河内村役場』（旧河内町役場文書、熊本市河内総合支所所蔵）、「集金上納之儀上申書」（熊本市辛島家文書・仮目録番号ナ2215-9、熊本県文化企画課松橋収蔵庫所蔵）より作成。

政はこの歩入会社に対しても強制的措置をとる。明治八年、突如として県は警察権力を用いて歩入会社を強制的に解散させ、かつ接収したその資産を大蔵省へと送納してしまうのである。^⑬すなわち、旧上米・旧壱歩半米・旧郷備金で構成される地域資産の多くが、国庫へと納入された。さらに驚くべきことに、安岡県政が大蔵省へ送納したのは歩入会社の資産だけではない。【表 4】は、明治五年から八年にかけて熊本から大蔵省へ送られた金銭をまとめたものであるが、安岡県政期に巨額の諸金銭が送納された事実がうかがえよう。とくに明治七年には四月・七月の二度にわたって、旧熊本町会所や旧手永会所など「公廨官物ニ属スル不用ノ諸器具売払代」と、「各所積穀等現在貯蓄金」（当時、県に集合されていた郷備金など）が安岡から大蔵卿大隈重信宛に上納されているが、これは当時の県内でも大問題となり、事実を聞きつけた各郡の戸長総代が、その上納を取りやめるように安岡へ談判した。以下の史料は、その際の顛末を明治二〇年代に記したものである。

明治七年三月ニ至リ県庁ニ於テハ愈該金ヲ大蔵省ニ送納スル趣ヲ聞キ（戸長総代らが——引用者註）、驚愕措ク能ハスシテ最後ノ請求ニ及ヒタル所、権令モ該金ノ民属タルコトハ自認スレトモ、斯ノ如キ金円ヲシテ人民ニ在ラシムルトキハ、却テ奮起心ヲ萎靡セシムルノ恐アリ、将来民度ヲ進メ依頼心ヲ脱シ独立ノ氣象ヲ振起シ来ラハ必ス下戻ヲ出願スルニ至ラントノ趣旨ニテ痛ク拒絶セラレ、一同憾ヲ遺シテ退ケリ、（中略）、此時ニ当テ各郡町村人民大ニ其不当ノ処分ナルヲ憤懣シ……^⑭

「斯ノ如キ金円ヲシテ人民ニ在ラシムルトキハ、却テ奮起心ヲ萎靡セシムルノ恐アリ」との表現は、安岡の地域資産に対する認識とともに、「開化」を推進する官側としての彼の民衆観を如実に示している。「民属金」の強制的な資産接収の理由を、巨額の地域資産の存在が人民の「独立ノ氣象」形成を阻害するという、民度の未開さに求める当時の地方官の姿勢がみてとれよう。安岡の指示のもと、【表4】に表れるように旧步入会社引き揚げ金のみで一七万円余、他の地域資産との合計額では四五万円余に上る巨額金銭が国庫へと納められた。明治九年の県民会の場では、当時の各大区現有分の郷備金総額が明らかになるのだが、前述の大蔵省への送納の結果、その額は県内全体で約一三万円にまで減少していた。¹⁵この措置をうけた地域社会（各郡町村人民）が、「大ニ其不当ノ処分ナルヲ憤懣」したのは当然のことだった。この事態は、明治二〇年代の「民属金下戻運動」の直接的原因となる。

明治六年以降における「大区小区制」期の旧熊本藩領では、地方官の交代により、地域資産に対する官の姿勢が一変していく。地方官は地域資産に対する規制を強め、一方で巨額の資産を大蔵省へと送納した。ここにおいて、地域資産の相続をめぐる官民の対立は明確なものとなる。本章では、「民」の不満が一揆という実力行使に表れた西南戦争期の民衆運動と、その運動が「官」へもたらした影響について論じていきたい。

- ① 前掲三澤論文「維新変革と村落民衆」。
- ② 拙稿「明治九年熊本県民会考」（『熊本歴史科学研究会会報』五五、二〇〇四年）。
- ③ 右同拙稿。
- ④ 前掲三澤論文「維新変革と村落民衆」。
- ⑤ 前掲『新熊本市史』史料編第六卷二二二ページ。
- ⑥ 右同『新熊本市史』史料編第六卷二二八ページ。
- ⑦ 「明治八年予備金還付方法緒言（明治二年六月熊本県甲第一四一号抄）」（右同『新熊本市史』史料編第六卷三三三ページ）。
- ⑧ 前掲前田論文「郷備金の研究覚書」。
- ⑨ 右同前田論文。
- ⑩ 熊本県民会の詳細に関しては、近年の成果として新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』通史編第五卷近代Ⅰ（熊本市、二〇〇一年）第三章、前掲拙稿「明治九年熊本県民会考」を参照。
- ⑪ 木下助之「郷備金取扱規則二付 失望不安心ノ條件」（木下家文書・目録番号一一一、玉名市立歴史博物館ころひア所蔵）。
- ⑫ 徳田良治「わが国における町村会の起源」（明治史料研究連絡会『明治史研究叢書Ⅱ 明治権力の法的構造』御茶の水書房、一九五九

年)。

⑬ 前掲「草按」。

⑭ 前掲「渠金上納之儀申上書」。

⑮ 前掲「民属金御下戻願」。

⑯ 上田穰一校訂・解題『史料』熊本県民会記録(『近代熊本』二二、一九八三年)二二二―二二九ページ。

四 地域資産をめぐる民衆運動と官の政策転換

明治一〇年二月から三月にかけての熊本県では、隣県鹿児島から勃発した西南戦争の影響による県行政機構の麻痺に乗じて、県内各地で大規模な農民一揆が発生した。^①【表5】は発生した各一揆の概要をまとめたものであるが、そこで極めて注目されるのは、全ての一揆で地域資産(郷備金)にまつわる要求が確認される点である。

中下層民を主体に構成される一揆農民たちは、官選の区戸長らに詰め寄って郷備金の使途を糺すとともに、その下げ渡しを要求した。^②この一揆の様相を、前掲した木下助之の養父初太郎は日記のなかで、「先月(二月)引用者註)已来、五六七八大区之村々郷備錢・村備錢等之成行民費割掛等之儀ニ付疑惑を生し、戸長已下之役々ニ迫り、間二者暴動ニ及候ヶ所茂有之^③」と、克明に記している。とくに阿蘇郡(第一一大区)で発生した阿蘇一揆では、多額の郷備金を管理する立場にあった区長野田信道を、「鋸鎗銃笠」で武装した一揆農民が執拗に探索し、野田が長期にわたり戦争下の熊本から福岡、大分県へと危険な逃避行を余儀なくされる事態にまで至っている。^④これらの事例からは、一揆農民たちが見せた郷備金への強い執着が看取されるが、客観的に見れば地域住民たちの再生産活動を維持するはずの備荒貯蓄金を彼ら自身が奪取する事態に、この問題の複雑さと深刻さがうかがえる。住民の再生産活動を保障することが政治権力の存続条件とすれば、一揆農民の行動は、もはや県や大区小区を政治権力として認めていないことを意味しているだろう。

西南戦争終結後、明治一一年(一八七八)六月の熊本県申第九一号布達により「郷備金取扱規則」は廃止され、「保存取扱方法」などは「各大区人民協議」に一任されることになった。^⑤さらに同年七月の甲第一一二号により、郷備金の取り扱

【表5】 明治10年の熊本県における農民一揆と郷備金

地域	時期	参加村数	参加人員	農民一揆が掲げた要求		備考
				民費関連	郷備金関連	
熊本県						
山本郡	1月～2月	29村	1,648人	○	○	合志郡を含む
菊池郡	1月～3月	26村	1,650人	○	○	
山鹿郡	1月～2月	34村	3,214人	○	○	戸長征伐
玉名郡	1月～3月	68村	5,920人	○	○	長洲にて打ちこわし
阿蘇郡	2月～3月	111村	8,886人	○	○	打ちこわし、農民の郷備金追及を受け区長らが逃亡
上益城郡矢部郷	2月～3月	34村	2,028人	○	○（※1）	
下益城郡	2月～3月	30村	1,543人			
宇土郡	2月～3月	34村	3,175人	○	○	一部にて打ちこわし
八代郡	1月～3月	17村	2,961人	○	○	
天草郡	3月～4月	不明	不明			軍夫徴用拒否
熊本県 計		383+x	31,025+y			

（※1） 予備金に関する要求が行われている。

*水野公寿『一の宮町史4 西南戦争と阿蘇』（一の宮町、2000年）72ページの表を補訂して作成。

いは明治九年太政官第一三〇号布告に準じることになった（公選された各小区の人民総代による管理）^⑥。大規模な民衆運動の発生と、そこにおける一揆農民たちの郷備金への強い執着を目的にしたりして、地方官（県）は政策の転換を余儀なくされたのである。

これらの政策に連動して熊本県権令の富岡敬明は、一年六月の奇五二四号布達により一揆民たちの手元にある郷備金の期限付回収を、旧熊本藩領域にあたる県内の区戸長に命じた^⑦。しかし、大区小区による回収作業は難航を極めた。阿蘇郡では六月の奇五二四号布達以後、二度にわたり管内の小区に対して郷備金の早期取り纏めを督促している^⑧。一旦手にした「民属金」たる郷備金を、一揆農民は容易に返還しなかったであろう。

同年十一月、阿蘇郡では一揆後の地域運営をめぐって、大区会議が開催される^⑨。この会議は、県の郷備金に対する政策転換の直後ゆえに、それを受けた大区でどのような郷備金取り扱い方法が決

定されたかを考える上で興味深いが、現存する会議録には、そこで議決された取り扱いに関する県宛の上申書（雛形）が掲載されている。

郷備金取扱方法御届

当十一大区郷備金取扱方法本県何十号御布達之趣を以私共協議致シ候処、是迄備り居候金員ハ悉皆第九国立銀行ヘ一ヶ年限ニメ預ケ置、持来各人民ト返備之金員ハカツ／＼ニ同銀行ヘ前頭之通ニメ預ケ置、利子金之儀ハ取立人之給料其他諸雜費等引去り、残金員ハ各学校江配賦イタシ可申、尤取立方法ハ大区中ニ惣轄之者兩名選置、老人年給拾円宛給与イタシ、各小区毎二両一・二名宛取立人ヲ撰置、返備金高之老割ヲ給與致可申段決議候ニ付、此段御届仕候事^④

この会議録では、郷備金・返備金（一揆農民から返還される郷備金）に関する詳細な規定が注目されるのだが、上申書の箇所にはその規定の内容がほぼ盛り込まれている。その右史料によると、①現有分の郷備金、また返備金は第九国立銀行に預けて利殖をはかる、②その銀行の利子金により各小学校費を補助する、③郷備貸付の年賦金と返備金の取立に関しては、その総括人と取立人を大区小区から選抜して給与基準を定める、とある。大区人民の総意として安岡県政期に禁止された郷備金の利殖が復活し、その銀行利子により大区内の民費負担の軽減が意図されていることがわかる。この規定からは、一揆民からの郷備金返還を促進する意図も読み取られるが、一揆後の地域運営において郷備金の取り扱い改定が主要議題として、一揆で破綻した地域秩序の復元をはかる手段となっていた点に、地域社会における郷備金の占める位置の大きさが再確認されるだろう。

明治一三年（一八八〇）四月、太政官第一八号区町村会布告の布達により、郷備金の自主的管理を行う組織である郷備財産連合会が各郷で開設され、郷備金は郷民の運営下に位置付けられた。すなわち、大蔵省への送納を免れた地域資産に關しては、地方三新法体制下で名実ともに「民属金」としての地位が保証されたのである。地域資産をめぐる大規模な民衆運動は官の施政方針を大きく転換させ、その結果、民は郷備金を地域社会へと取り戻した。明治一三年以後の郷備金は、

各郷備財産連合会による自主的な管理のもと銀行預金・公債募集などの事業を通じて再び利殖がはかられ、松方デフレ期の貧弱な町村財政の補完財源として、土木水利費・小学校費・病院費・衛生費などへ充当されていく。公営的事業への金融や、地元銀行株式への投資にも運用された。旧藩時代と同じく、地域社会の「公益」に還元される存在へと再び位置付け直されたのである。中村尚史によれば、郷備金は九州鉄道株式会社株券購入にも充てられ、その創立資金の一翼を担ったとされる¹³。以上の事実から、近代地域社会のインフラ基盤形成を近世来の地域資産が支えていく歴史の実態が看取できるだろう。

- ① 水野公寿「一の宮町史四 西南戦争と阿蘇」(一の宮町、二〇〇〇年)。
- ② 明治一〇年一揆で、一揆民らは村(小字の近世村)単位で行動し、郷備金など諸金銭の村単位での下げ渡しを要求した。なかには返還された金銭を更に村の戸数で割って(割戻)、最終的に各戸へ配賦する事例も確認される(前掲拙稿「肥後藩の『遺産』相統争い」)。
- ③ 右同拙稿。
- ④ 『木下助之日記(一)』(玉名市立歴史博物館「ころろピア、二〇〇一年)四五ページ。
- ⑤ 前掲前田論文「郷備金の研究覚書」。
- ⑥ 右同前田論文。
- ⑦ 『明治十一年 熊本県達 区戸長』(県政資料二―二―三、熊本県立図書館所蔵)。
- ⑧ 『明治十一年 布告編纂 五小区』(阿蘇郡小国町役場所蔵文書)。
- ⑨ 熊本県での三新法施行は、明治二年一月である(前掲「熊本県議会史」第一卷)。
- ⑩ 前掲「明治十一年十一月廿一日 会議録 第拾巻大区」。
- ⑪ 前掲前田論文「郷備金の研究覚書」。
- ⑫ 前掲前田論文「続郷備金の研究覚書」。
- ⑬ 中村尚史「第一次企業勃興期における幹線鉄道会社創立資金の調達過程」(『日本史研究』三七五、一九九三年)。

おわりに

一九世紀の熊本藩領では、会所官銭・上米・杓歩半米といった民政基金・備荒貯蓄が百姓からの雑税で形成され、中間支配機構の手永を中心とした利殖事業を経ながら、巨額の資産形成が進んでいた。とくに会所官銭(郷備金)は、手永という地域社会の成立を財源面で支える存在であり、手永の運営諸経費のみならず新田開発・農業用水路開削といった農業

インフラ整備や貧農の生活保護・質地請戻しに充当されるなど、地域的な公共性に基づく運用がなされていた。地域資産の原資である雑税の徴収が下層民に重い負担を強いていたのも事実である。しかし巨額の資産形成こそが、惣庄屋など百姓出身の地方役人を担い手とした自律的な地域社会の運営を、財源面から深く支えていた。従来は未検討だった資産面に着目することで、一九世紀藩領国下の地域社会の成熟度は色濃く浮かび上がってくる。

かかる地域資産の存在は当該期長州藩でも確認され、ひとり熊本藩に限定されたものではない。もちろん、地域資産には山崎善弘が畿内幕領などで指摘した地主・豪農層の出資に基づく形態も存在し、幕領・藩領国での差異や地域差が予想されるなど、容易に一般化できない要素を含む。しかし、近代移行期地域社会の歴史的到達点を正当に評価するため、地域社会論での資産的側面への追究は今後の必要不可欠な課題の一つとなるだろう。

手永住民の民力で実質的な形成・蓄積が進められた資産ゆえに、近代行政権力としての「官」権力が成立した維新时期以降、郷民（旧手永民）による地域資産への民有概念は次第に顕在化し、その帰属問題は官と民との間で大きな争点となった。維新时期熊本藩の地方官（実学党政権）は、地域資産を「民属金」として藩に集中し、雑税廃止などの急進的な民政改革資金に転用することで、「民」へと還元しようとした。しかし本格的な地租改正事業の推進の前に、旧藩出身者で運営される実学党政権から政府方針に忠実な安岡県政へと地方官が交代するに及んで、地域資産に対する政策は一変する。郷備金は地方官の一元的な管理下に位置付けられ、さらに四五万円余の巨額資産が、民意を押し切るかたちで大蔵省へと送納されてしまった。この措置に対して郷民は、地方民会や農民一揆の場を通じて官への激しい異議申し立てを行い、その結果地方三新法体制下では、郷備金を地域社会（郷）へと取り戻した。以上の歴史過程のほとんどの局面で、旧藩時代に会所官銭の管理・運用に携わった惣庄屋など地方役人経験者が、維新後の区戸長や民会議員として深く関与している事実が、近代移行期の地域社会を考える上であらためて注目を要する。

官民抗争を経て地域社会に取り戻された資産、すなわち近世熊本藩制下における中間支配機構の「遺産」と呼べる存在

が、三新法以降の地域社会のインフラ基盤形成（水利土木・教育・医療・金融など）を支えていった。こうした近世来の地域内部で形成された資産の存在が地域近代化へと深く関わっていく動向は、政府・府県からの土木水利・道路・学校事業費など外部資金（地方利益）の獲得をめぐり激しい地域間対立を展開する、従来の近代地域社会像の理解^②を再考する上で、一つの大きな手がかりになるのではなからうか。

また、近代社会における旧藩制下の中間支配機構（手水）の影響も重要である。明治中後期の旧熊本藩領では、既に行政単位としての性格を喪失したにも関わらず、郷備財産を有する「郷」という地域的結合が、依然として命脈を保ち続けた事実が注目されている^③。この事実は旧藩幕制下の中間支配機構（地域団体）という歴史的前提が、これまで指摘されてきた近代地方制度（大区小区制）への連続性^④のみに留まらず、一九世紀を通じて了自律的な地域社会結合の規定要因たりえることを如実に示している。本稿では、地域資産という近世藩制下における地域団体の「遺産」に注目したが、このような手法は近代地域社会の構造を、近世来の歴史性をふまえて理解する上で、有効な一方法になりうるだろう。

さて、安岡県政期に国庫へ納入された四五万円余の地域資産に関して、大蔵省は地方三新法期以降も返還しようとはしなかった。ゆえに明治二〇年代の旧熊本藩領では、その返還を要求する運動として「民属金下戻運動」が起こった。運動では、旧藩領の熊本県・大分県の一部を含む各市町村長が一致結束し、当時の県令松平正直や旧実学党政権担当者の山田武甫・安場保和らによる超党派の後援を受けながら、大規模な大蔵省への下戻請願運動を展開した。結果的に成功しなかったが、この運動が「肥後問題」と呼ばれ、ひろく当時の関心を集めたことは全国的見地からも注目される^⑤。本格的な検討は別稿に譲りたい。

① 前掲山崎論文「近世後期における領主支配の実現と中間支配機構」。

② 有泉貞夫「明治政治史の基礎過程」（吉川弘文館、一九八〇年）。

③ 前掲前田論文「統郷備金の研究覚書」。

④ 前掲数田書「国訴と百姓一揆の研究」、前掲奥村論文「大区小区

⑤ 前掲前田論文「統郷備金の研究覚書」。

【付記】本稿作成にあたって、熊本県文化企画課・熊本大学附属図書

館・阿蘇郡小国町教育委員会・同町文化財保護委員会西原稔氏・前田朋子氏に、資料の閲覧と複写で大変お世話になりました。また、本稿の基になった日本史研究会近現代史部会での筆者の報告（二〇〇六年一月一四日）では、参加者の方々から有益なご意見をいただきました。末筆ながら厚く

御礼申し上げます。

なお、本稿は二〇〇七・二〇〇八年度の日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

Officials, *Kan*, and the Populace, *Min*, and Regional Assets during
the Period of Transition to the Modern Period: The Case of the
Territory of the Kumamoto Domain

by

IMAMURA Naoki

In this article I use the case of the Kumamoto domain to analyze the historical changes in regional assets under domainal rule in the 19th century from the theoretical perspective of the study of local societies in the period of transition to the modern era. Within the Kumamoto domain in the 19th century civilian administrative funds, such as the *Kaishokansen* (会所官錢), which were set aside for emergencies, were formed from the miscellaneous taxes collected from the farmers, and a large asset accumulation was advanced by the *tenaga* (手永), an organization of middle-ranking members of the ruling class of the domain. The collection of miscellaneous taxes imposed a heavy burden on the lower levels of the populace, but the *Kaisyokansen* (or *Goubikin* 郷備金) was employed for the maintenance of agriculture infrastructure and the recovery of land pawned by poor farmers and thus financially supported the formation of local society. Because these assets grew out of the strength of the people of the *tenaga*, after the Meiji Restoration, which was established through the power of the officials, *kan*, the concept of private ownership of regional assets by the people of the district (formerly the residents of the *tenaga*) became increasingly apparent. During the period of the “large-and-small-district system,” when local assemblies were being established, there was intense conflict between officials and the populace in places such as regional assemblies and in peasant revolts over to whom regional assets belonged. As a result, voluntary management of the *Goubikin* by local residents was recognized by the new system of three legal codes, and thereafter regional assets came to support the formation of basic infrastructure (water works / education / medical care) of local society.